

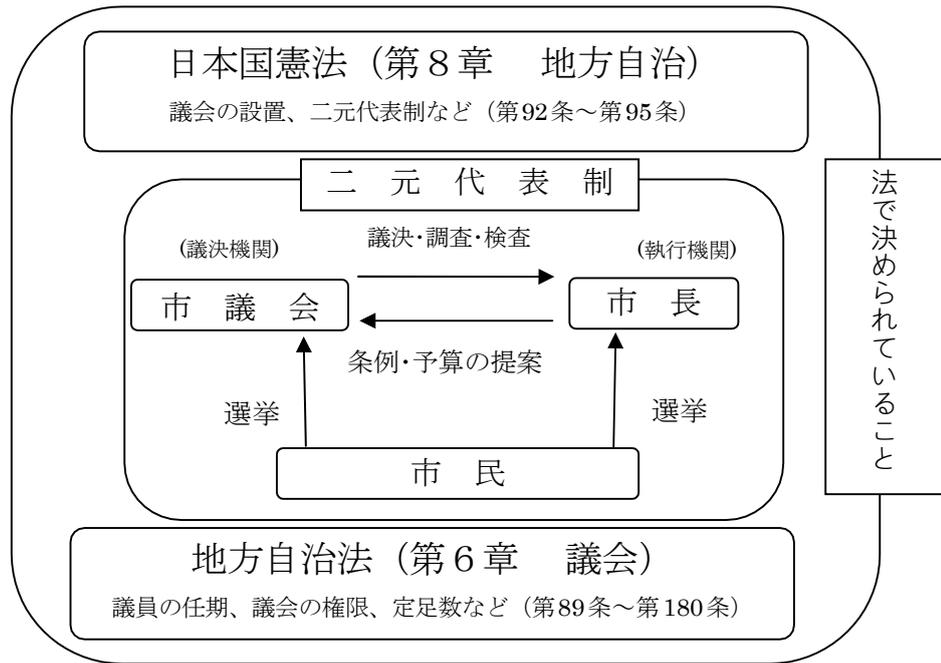
**小諸市議会基本条例
逐条解説**

**平成 28 年 12 月 20 日
小諸市議会**

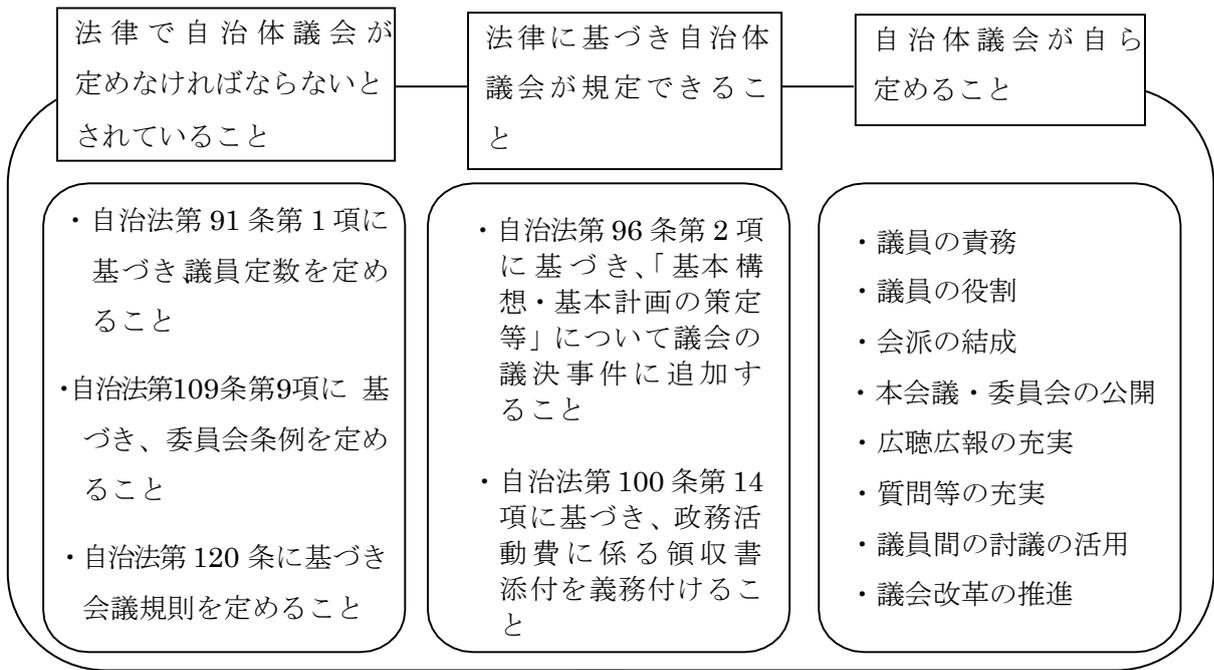
目 次

議会基本条例のイメージ	2
前文	3
第1章 総則（第1条～第2条）	4
第2章 議会及び議員の活動原則（第3条～第6条）	4
第3章 市民と議会の関係（第7条～第8条）	6
第4章 行政と議会の関係（第9条～第11条）	8
第5章 議会運営（第12条～第13条）	9
第6章 議会の権能強化（第14条～第19条）	10
第7章 議員定数、議員報酬及び政治倫理（第20条～第22条）	12
第8章 政務活動費（第23条）	14
第9章 補則（第24条～第26条）	14

議会基本条例制定のイメージ



法で決められていること



小諸市議会基本条例

この条例は小諸市自治基本条例に定められた市議会の責務等を踏まえ、議会の運営等について詳細を定めたものです。

○小諸市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第6条）
- 第3章 市民と議会の関係（第7条・第8条）
- 第4章 行政と議会の関係（第9条—第11条）
- 第5章 議会運営（第12条・第13条）
- 第6章 議会の権能強化（第14条—第19条）
- 第7章 議員定数、議員報酬及び政治倫理（第20条—第22条）
- 第8章 政務活動費（第23条）
- 第9章 補則（第24条—第26条）

附則

近年、地方分権の進展や少子高齢化に伴う人口減少問題などの様々な社会情勢の変化を背景として、地方公共団体の自主性及び自立性が拡大するとともに、地域の価値を再認識することへの意識が高まりつつある。

こうした中、地方自治の本旨である、市民が自らの意思と責任で地域のことを決定する住民自治の確立が急務となっており、市民の負託を受けた最高意思決定機関としての地方議会の果たすべき役割はますます大きくなっている。

小諸市議会（以下「議会」という。）は、議決機関としての公正性、倫理性及び透明性を確保しながら、執行機関である市長との厳格に分離された二元代表制のもとで、市長が行う市政運営に関する監視及び評価並びに積極的な政策立案及び提言を行うことが求められている。

このような認識のもと、議会は、これらの役割と責任を踏まえ、『豊かな小諸市』の実現のため、議会及び議員の責務を明らかにし、市民の負託に真摯に応えるとともに、先人たちが築いてきた歴史と伝統を継承しつつ、さらなる改革を意欲的に進め、『開かれた議会』『行動する議会』として、その使命を果たすことを決意し、ここに、議会の最高規範として、小諸市議会基本条例を制定する。

【解説】

この条例は、小諸市自治基本条例に定められた市議会の責務等を踏まえ、議会の運営等について詳細に定めたものです。前文では、この条例を制定するに至った背景と必要性を示すとともに、議会及び議員が、その使命を果たす決意を宣言しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制における議決機関としての議会及び議員の責務を明らかにするとともに、議会の民主的な運営及び議員活動に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に応え、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、この条例制定の目的を定めたものです。

議会運営等に関する基本的事項を定めることにより、前文に掲げた、議会に課せられた使命を果たすことを目的としています。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、小諸市議会の運営及び議会活動に関する最高規範であり、市議会及び議員は、誠実にこれを遵守し実践するものとする。

【解説】

本条は、この条例が議会の運営及び議会活動に関する最高規範であることを定めたものです。

市議会及び議員は、この条例の趣旨を理解し、規定されている事柄を誠実に実践していくことを決めました。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、市民を代表する意思決定機関として、二元代表制の一翼を担い、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 公正かつ公平な行政執行が確保されるよう市政を監視及び評価すること。
- (2) 市政の課題について、市民の意見を的確に把握し、市民全体の利益となるよう政策の決定及び形成に適切に反映させること。
- (3) 議会が保有する情報は、市民に積極的に公開し、市民に開かれた議会、分かりやすい議会運営を行うこと。

【解説】

本条は、議会が、二元代表制の一翼を担う最高意思決定機関として、第1条の目的を達成するための基本的な活動原則を定めたものです。

第1号 議会は、市長その他の執行機関、すなわち市の行政機関全体に対して、それらの事務の執行が適正に行われているかを監視し、評価することを定めています。

第2号 議会は、市民の意見を的確に把握して、独自に議員立法等の政策を立案し、市政に対し提案や提言を行うことを定めています。

第3号 議会は、市民に対して、様々な手段を通じて積極的な情報公開を行い、市民に分かりやすい開かれた議会運営を行うことを定めています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見の把握に努め、市政に反映されるよう政策の立案及び提言を行うこと。
- (2) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (3) 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努め、市民の代表者としてふさわしい活動を行うこと。
- (4) 議会における政策の決定及び形成の過程等について、市民に対して説明責任を果たすこと。

【解説】

本条は、前条で規定した議会の活動原則を踏まえ、議会を構成する議員としての基本姿勢と議会活動における原則を定めたものです。

第1号 議員は、市民の多岐にわたる意見や要望等を把握し、それらを市政に反映できるよう、政策の立案や政策の提案を行うことを定めています。

第2号 議員は、議会が公開の議論の場であり、活発な議論を通じて結論を導き出す場であることを認識し、議員相互の自由な討議を重視するとともに、各議員が積極的な発言を行うことを定めています。

第3号 議員は、選挙により選ばれた市民の代表であることを常に自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、常に自己の能力向上に努めることを定めています。

第4号 議会の活動に関する情報について、市民に対して説明責任を果たすことを定めています。

(議会改革の推進)

第5条 議会は、議会の信頼性を高めるため、改革に積極的に取り組むものとする。

2 議会は、前項の改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を設置するものとする。

【解説】

本条は、議会は、行政を監視するだけでなく、自らも改革に努め、常に市民に信頼される議会となるよう、議会改革を推進していくことを定めたものです。

また、市議会の活性化を図るために、必要なときは、議員で構成する検討組織を設置することを定めています。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成し、政策立案、政策決定等に関し、必要に応じて会派間の合意形成に努めるものとする。

【解説】

本条は、市議会における会派の位置付けとその役割を定めたものです。

議員は、議会活動を円滑に行うため、同じような考え方や意見をもつ議員により会派を結成し、政策立案・提言、政策決定等に関して、必要に応じて会派間の調整に努めることを定めています。

小諸市議会会派規程により、2人以上の議員で会派を結成することとしています。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第7条 議会は、市民が議会活動に参加する機会の確保に努めなければならない。

2 議会は、議会活動に係る全ての会議を原則として公開する。

3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の審議に反映するよう努めるものとする。

4 議会は、市民に対し説明責任を果たすとともに、市民の多様な意見を把握するため、市民との意見交換の場を設けるものとする。

【解説】

本条は、議会への市民参加や市民との連携について定めたものです。

第1項 市民に開かれた議会を実現するため、市民が議会活動に参加する機会を確保するよう努めることを定めています。

第2項 議会は、透明性の確保等の観点から、本会議はもとより、常任委員会や特別委員会などの全ての会議について、原則公開とすることを定めています。

第3項 法律に基づく参考人制度や公聴人制度を活用し、市民の意見や識見者の意見を十分に聴取して、議案等の審議に反映させることを定めています。

第4項 議会としての説明責任を果たし、さらに多様な意見を聴取する場として、市民との意見交換の場を設けることを定めています。

(情報公開及び広報広聴の充実)

第8条 議会は、小諸市情報公開条例（平成11年小諸市条例第1号）に基づき、その有する情報を公開する。

2 議会は、インターネット、広報誌等の多様な媒体を用いて、情報の発信及び市民の意見の把握に努めるものとする。

3 議会は、議会の活動や市政に関する情報の共有及び市民の多様な意見を把握するため、必要に応じて議会報告会等を開催するものとする。

【解説】

本条は、開かれた議会を目指し、議会が保有する情報の公開及び議会に関する広報、広聴活動について定めたものです。

第1項 市民の知る権利を保障するため、小諸市情報公開条例に基づき、議会が保有する情報を公開することを定めています。

第2項 議会は、市民が議会について関心を深められるよう、議会だよりや議会ホームページ、ケーブルテレビ等の多様な媒体を通じて情報を提供するとともに、市民の意見の把握に努めることを定めています。

第3項 議会の活動内容や市政の情報を市民に知らせるとともに、さらに多様な意見を聴取する場として、小諸市議会報告会開催要領に基づいて議会報告会を開催するとともに出前講座等を実施することを定めています。

第4章 行政と議会の関係

(市長等との関係)

第9条 議会は、市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）

と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

2 議会審議における議会と市長等との関係は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

(2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して論点を明確にするため、当該議員に対して反問することができる。

【解説】

本条は、議会と市長等との関係について定めたものです。

第1項 議会は、市長等執行機関を監視する役割をもった機関であることを認識し、常に市長等と緊張ある関係を保持しながら、議決機関としての役割を果たしていくことを定めています。

第2項 議会審議における質疑応答では、その論点や問題点を明らかにすることとし、市長等は議員の質問趣旨が不明瞭な場合には、その確認のために反問することができることを定めています。

(議会審議における論点情報の形成)

第10条 議会は、市長が提案する政策等について、議会審議における論点及び争点を明確にし、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

(1) 政策の発生源

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討

(4) 市民参加の実施の有無とその内容

(5) 総合計画との整合性

(6) 財源措置

(7) 将来にわたるコスト計算

(8) その他議会が必要と認めるもの

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めることができる。

3 議会は、当初予算について、予算編成の方針及び内容等について、市長等から説明を受けることができる。

【解説】

本条は、市長等に対して、議会審議に当たり論点を明確にするため、必要な事項を明らかにするよう求めることができることを定めたものです。

第1項 議会は、市長等の提案した重要な政策等の審議において、その論点を明確にして政策論議が行えるよう、7つの事項について、市長等に対し説明を求めることができることを定めています。

第2項 予算や決算の審議に当たっては、実施計画書兼事業説明書または成果説明書等により分かりやすい説明を求めることができることを定めています。

第3項 特に、当初予算については、その編成方針及び内容等について、詳細にわたり市長等から説明を受けることができることを定めています。

(政策立案及び政策提言)

第11条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、政策の立案及び提言を行うよう努めるものとする。

【解説】

本条は、議会は、条例や予算等の議案をはじめ、市の政策について、議会としての対案や修正案の提案、決議等の手法により、市長等に対して政策立案及び提言を行うよう努めることを定めたものです。

小諸市自治基本条例にも議会の果たすべき責務として、「政策の積極的な立案及び提言に努めなければならない」と定められていることから、改めて規定したものです。

第5章 議会運営

(議会運営)

第12条 議会は、議員相互間の議論を尊重し、公正かつ公平で効率的な議会運営に努めなければならない。

2 議会は、議長、副議長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。

【解説】

本条は、議会運営に関する基本原則について定めたものです。

第1項 議会は、言論の場、合議性の機関として、様々な考えを持った議員同士が積極的に議論し、その議論を尊重し、公平で公正、効率的な議会の運営に努めることを定めています。

第2項 議長、副議長等の選出を行う場合は、その選出の経過を明確にすることを定めています。小諸市議会では、正副議長の選出に当たっては、公開の場において、議長、副議長に就任することを希望する議員が所信表明を行い、自らの抱負等を述べることであります。

(委員会)

第13条 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

- 2 委員会は、地域住民に関わりが深く、かつ関心の高い事案については、必要に応じて当該地域において開催することができる。
- 3 委員会の審査に当たっては、傍聴者に審査資料を貸与するものとする。

【解説】

本条は、委員会運営に関する基本原則について定めたものです。

第1項 委員会は、議会の審議、運営を合理的、能率的に行うために、それぞれの特色を生かし、議案等の予備的審査機能を十分に発揮できるように定めています。委員会には、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会があります。

第2項 地域の課題等をより把握しやすくするために、必要に応じて案件に係る地域等に出向いて委員会を開催できることを定めています。

第3項 委員会の審査に当たっては、本会議と同様に傍聴者に審査資料を貸与することを定めています。

第6章 議会の権能強化

(議会の機能の強化)

第14条 議会は、市政の執行に関する監視、評価機能並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るよう努めるものとする。

【解説】

本条は、議会は、市民の代表機関として、二元代表制の一翼を担う役割を十分に果たすため、市長等の事務執行に関する監視と評価機能並びに政策立案と政策提言に関する機能の強化を図ることを定めたものです。

(検討会及び調査機関等の設置)

第15条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会等を設置することができる。

2 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、有識者等で構成する調査機関を設置することができる。

【解説】

本条は、議会は、議会活動や委員会審査の参考とするために、市政の課題に関する調査が必要と判断したときには、その調査を行うための議員で構成する検討会や地方自治法100条の2の規定により学識経験者等で構成する調査機関などの場を設置することができることを定めたものです。

(研修及び調査研究)

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修会等の開催に努めるものとする。

2 議員は、議会活動に資するため、積極的に研修及び調査研究に努めるものとする。

【解説】

本条は、議会が、時の社会問題、行政課題等について議会全体として研修することにより、議会としての審議能力を高め、議会の活性化に資するために、議員研修会等の充実を図ることを定めたものです。

また、議員自らが様々な研修会に参加するとともに、調査、研究を深め、幅広い知識、能力の向上に努めることを定めています。

(交流及び連携の推進)

第17条 議会は、政策形成及び広域的な課題の解決に資するため、他の自治体の議会と積極的な交流及び連携を図るものとする。

【解説】

本条は、議会及び議員は、積極的に先進議会との交流・連携を進め、情報交換を行い、議会改革の充実に努めるほか、近隣市町村議会とも交流することにより、広域的な課題の解決や市政への政策提言及び議会運営の参考とすることを定めたものです。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議員の政策の形成及び立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査、法務機能の充実強化及び組織体制の整備を図るものとする。

【解説】

本条は、議会及び議員の政策形成や立案能力の向上のため、その活動を補佐する議会事務局の機能を強化するとともに、組織体制の整備を行う必要があることから定めたものです。

(議会事務局の職員の任免)

第19条 議長は、議会事務局の職員を任免するときは、必要に応じて市長と協議するものとする。

【解説】

本条は、議会事務局職員は、執行機関からの出向により配置されることから、議会事務局の機能の充実強化を考慮し、職員の配置や増員等については、必要に応じて市長と協議することを定めたものです。

第7章 議員定数、議員報酬及び政治倫理

(議員定数)

第20条 議員定数は、議会機能及び市の政策課題、将来都市像、人口動態、財政力、類似団体との比較等を十分に検討し、かつ市民の意見を考慮して決定するものとする。

2 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合

を除き、検討経過等を明らかにして、委員会又は議員から提出するものとする。

【解説】

本条は、議員定数の考え方について定めたものです。

第1項 議員定数は、行財政改革の視点や他市との比較だけではなく、地方自治法や本条例に規定する議員の責務や活動実態に合わせ、その機能を損なうことがないよう、市民意見の聴取も行い、総合的に判断することを定めています。現在の小諸市議会の議員定数は、小諸市議会議員の定数に関する条例により 19 名と規定されています。

第2項 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合や市長が提出する場合を除いて、改正に至った検討経過等を明らかにして、委員会又は議員から提出することを定めています。

(議員報酬)

第21条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動に対して支給されるものとする。

2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改正に当たっては、議員定数と同様の理念に基づき検討し、明確な改正理由の説明を付して、市長に対し小諸市特別職等報酬審議会への諮問を求めるものとする。

【解説】

本条は、議員報酬について定めたものです。

第1項 議員報酬は、本条例に基づく議員活動への対価として支払われるもので、その額等は小諸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定められています。

第2項 議員報酬の改正を行う場合は、小諸市特別職報酬等審議会条例に基づき、あらかじめ審議会において、市民等の意見を聞くことになっています。本条では、議員が報酬改正の提案を行う場合の観点と手続きについて定めています。

(政治倫理)

第22条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

【解説】

本条例は、議員は、倫理性を自覚した上で、議員としての影響力を不正に行使するなど、市民の疑惑を招くことのないよう、市民の代表者として高いモラルを維持して行動する責務を定めたものです。

第8章 政務活動費

(政務活動費)

第23条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、政務活動費の適正な執行に努めなければならない。

2 議会は、政務活動費の公正性及び透明性を確保するために、その収支報告書を公開するものとする。

【解説】

本条は、政務活動費の適正な執行と透明性の確保について定めたものです。

第1項 小諸市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により、政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、政務活動費により調査研究の充実を図り、議会の審議、政策立案等の機能を強化するために、適正な執行に努めることを定めています。

第2項 政務活動費が公費で賄われていることから、その用途についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、収支報告書を公表することについて定めています。

第9章 補則

(他の条例との関係)

第24条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

【解説】

本条は、この条例が市議会に関する基本的な事項を定める条例であるとともに、市議会に関する他の条例その他議会運営に関する規程なども、この条例の規定の趣旨等を踏まえ、整合を図る必要があることを定めたものです。

議会に関する他の条例、規則等には、「小諸市議会会議規則」「小諸市議会委員会条

例」「小諸市議会議員の定数に関する条例」「小諸市議会傍聴規則」などがあります。

(検証及び見直し)

第25条 議会は、この条例の施行後、市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、一般選挙を経た任期ごとにこの条例の規定について検証し、その結果に基づいて、必要があると認めるときは、見直しを行うものとする。

【解説】

本条は、議会が社会情勢の変化などを機敏に捉え、この条例が常に適切な内容であり続けるために、一般選挙によって議員が入れ替わる毎に検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行うことを定めたものです。

(補則)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会が別に定める。

【解説】

本条は、この条例の施行に関して必要な事項は、別に定めることを規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。